主 文

本件各上告を棄却する。

当審における訴訟費用は被告人両名の連帯負担とする。

理 由

被告人Aの弁護人中山信一郎及び被告人両名の弁護人佐藤鉄治の上告趣意(後記)は、いずれも刑訴四〇五条の上告理由に当らない。また記録を精査しても同四一一条を適用すべきものとは認められない。

よつて同四一四条、三八六条一項三号、一八一条、一八二条により主文のとおり 決定する。

この決定は、裁判官全員一致の意見である。

昭和二六年八月九日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官	長名	3 川	太一	- 郎
裁判官	井	上		登
裁判官	島			保
裁判官	河	村	又	介